

第 1 次杉並区協働等推進計画



平成 1 7 年 2 月

杉 並 区

目 次

第 1	計画策定の目的等	1
1	計画策定の目的	
2	計画の性格	
3	計画の期間・構成	
4	計画の目標	
第 2	協働等の推進	3
1	現状	
2	平成 17 年度計画	
3	平成 18 年度に向けた取組み	
第 3	公の施設管理の改革について	13
1	公の施設管理の現状	
2	平成 17 年度の取組み	
3	運営形態について引き続き検討する施設	
第 4	計画の推進に向けて	18

参考資料

- (1)「民営化、民間委託等の指針」
- (2)「協働ガイドライン」(2004 年度版)のあらまし
- (3)「指定管理者制度導入指針」

第 1 計画の目的等

1 計画策定の目的

社会経済情勢の急激な変化に伴い、時代は分権型社会に向けた変動期を迎えている。自治体が「自立した地方政府」としてその基盤を固め、自らの判断と責任で地域の問題解決につながる多様な区民サービスを提供することが求められている。

これまでは、主として公共的なサービスの提供は行政が担ってきたが、規制緩和等により民間企業の公共サービス分野への参入が促進されるとともに、NPO団体などの主体的な活動も活発化するなど、公共サービスの提供主体の多様化が急速に進んでいる。

このような状況のなかで、拡大・多様化する行政ニーズに対して、どの主体が最も効率的で効果的なサービスの担い手となり得るかという視点から、全ての施策を見直すことが求められている。

このため、区が真に実施すべき仕事を明確にした上で、区民等との協働・民営化・民間委託（以下、「協働等」という）を進め、公共的なサービスの質の向上を図るとともに、少数精鋭主義による簡素で効率的な組織機構を確立し、小さな区役所をめざしていく。

この計画は、こうした区民やNPO等との協働等を、目標を掲げて計画的に実施していくために、策定するものである。

【協働等とは】

協働等は、事業を民間事業者等に委ねる「民営化・民間委託」の実施と、区民やNPO団体等と対等の立場で一つの事業を推進する「協働」の実施が含まれる。

また、「協働」には、「共催」、「後援」、「事業協力」、「実行委員会・協議会」、「情報提供・情報交換」、「補助・助成」などというさまざまな形態がある。

本計画は、協働と民営化・民間委託を総合的に進めていくためのものである。

2 計画の性格

この計画は、杉並区が全庁的に協働等を進めていく上での「第1次計画」と位置づけ、次の視点から策定するものとする。

- (1) 公共サービスの提供主体の多様化を進めるとともに、より小さな区役所の実現を図る。
- (2) 平成22年度までに、区の事業の6割について協働等を実現するために、年度ごとの目標を定め、計画的に推進する。
- (3) 第1次計画は、平成17年度の単年度計画とし、目標はやや高めに設定する。
- (4) 公の施設管理に指定管理者制度が導入され、民間参入の機会が増大することを踏まえ、第1次計画に「公の施設管理の改革」を加える。

3 計画の期間・構成

この計画は、平成 17 年度の単年度計画とするが、引き続き検討すべき事業についても方向性を示している。18 年度以降の具体的な取組みの計画化については、平成 17 年度中に進捗状況を調査し、再度計画化する。

また、この計画は、NPO 等との協働や民営化、民間委託の平成 17 年度の取組みに加え、公の施設管理に指定管理者制度が導入され、民間参入の機会が増大することを踏まえ、公の施設管理の改革についてあわせて計画化した。

このため、具体的な計画の内容については、「第 2 協働等の推進」と「第 3 公の施設管理の改革について」の 2 部構成となっている。

4 計画の目標

協働等を計画的に進めるためには、一定の数値目標を定めることが必要である。

スマートすぎなみ計画では、平成 22 年度までに区の仕事の 6 割を、また平成 19 年度までには、区の仕事の 5 割を協働等で実施する、との目標を掲げている。

この目標を達成するため、平成 17 年度における取組みの目標を定め、着実に進めていくことが必要である。なかでも、平成 17 年度は、すぎなみ地域活動応援サイトの試行や(仮称)すぎなみ地域大学の設置に向けた準備が開始されるなど、区政においても、区民等との協働を進める上で、大きな動きがある年である。この 17 年度は、協働・民営化・民間委託を大胆に進めていく上での最初の一步となるものであり、全庁的な取組みを行っていくことが必要である。

このため、平成 17 年度の協働等の目標を、**区の事業の 4 割**と設定し、協働等への取組みに弾みをつけていく。この計画では、この目標を達成するため具体的な事業を計画化したが、事業実施にあたっては、予算の執行方法の工夫など、各部局での積極的な取組みが必要である。

【目標設定の基礎数値】

「4 割の事業」とは、事務事業評価における全事業数を分母とし、事業の全部または一部(「民間委託」の場合は、事業量のおおむね半分以上委託しているもの)に協働・民営化・民間委託が採用されている事業を分子として計算するものである。

第2 協働等の推進

1 現状

区民等との協働や民営化・民間委託を進めることは、単に行財政改革を実施して行政の効率化を図るというものではなく、あくまでも公共サービスの質の向上をめざして、行政のあり方の転換を図るものである。この視点から、これまでも「スマートすぎなみ計画」においてはもとより、予算編成や事務事業評価などのさまざまな機会を通じて執行方法の見直しを行い、協働等の推進に努めてきた。特に、これらの事業のうち概ね4割は保健福祉分野の事業で占められており、この間の取組状況を反映したものとなっている。

こうした取組みによる、協働等の到達点は、15年度末で31%である。この到達点を基礎に、今後、22年度までに6割の事業を協働等で実施できるように計画的な取組みを行う。

なお、到達点、数値目標については毎年度実施している「事務事業評価」をもとに算定するものとする。

【協働等の到達状況について】

平成16年度事務事業評価によると、平成16年3月末の事務事業は862事業となっている。そのうち協働等が実現している事業は267事業であり、**全事業に対して31.0%である。**

< 協働等関係の事務事業評価結果 >

主な形態		協働等が実現している事業	協働等が実現していない事業	計
区とNPO・企業等が協働等で進めべき事業	民間委託	186	92	278
	協働事業	81	172	253
	計	267	264	531
区が自ら実施する事業		0	326	326
その他		0	5	5
合計		267	595	862

：「協働が実現している事業」のうち「民間委託」については、業務量のおおむね半分以上を委託しているもの、と整理した。

2 平成 17 年度計画

平成 17 年度の協働等の達成率の目標は、40%とする。

平成 17 年度は、第 3 次行財政改革実施プランに基づき、自治体経営改革に取り組む初年度にあたり、協働等を推進していくに当たっての節目といえる年である。区の行う事業の全てについて思い切った見直しを行い、サービス提供主体のあり方を真剣に検討することが必要である。

また、協働の分野については、平成 16 年度に策定した「すぎなみ協働ガイドライン」に基づき、さまざまな新しい取組みを始めたところである。区独自の協働推進の仕組みとして、NPO 等の新しく柔軟な発想を取り入れるための「NPO 等からの協働事業提案制度」の創設や、外部の専門家を交えて協働提案事業の企画内容の審査等を行う「協働推進委員会」の設置などの取組みを進めているところであり、提案された協働事業は平成 17 年度から実施する。

さらに、民営化・民間委託についても、特に保健福祉分野については、保育園の指定管理者制度導入に向けた取組みや学童クラブの委託化に向けた準備を着実に進めるなど、17 年度に重点的に取り組むべき分野といえる。

こうしたことを踏まえ、平成 17 年度は下記の事業について、全庁的に協働等を推進していくこととする。

(1) 重点的に取り組むべき事業

目標達成のため、まずは区民・NPO 団体等との協働で実施するもの、「スマートすぎなみ計画」の事業項目については、重点的に取り組んでいくことが必要である。

特に、協働で進める事業については、「NPO 等からの協働事業提案制度」を新たに平成 17 年度より実施することから、最重点事業と位置づける。

< NPO 等からの協働事業提案制度に基づく事業 >

	提案事業名	提案事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
1	迅速・安心・受けやすい・すぎなみ AIDS 即日検査 & 相談事業 (通称: すぎなみ VCT プロジェクト)	近年国内でも導入されつつある、AIDS 即日検査及び事前・事後カウンセリング事業を実施し、住民の健康(生命)を尊重した予防啓発を行う。	NPO 法人 HIV と人権・情報センター東京支部	民間委託	保健福祉部 保健予防課
2	井草森公園運動場の天然芝生維持管理業務委託	井草森公園運動場の天然芝生維持管理業務を受託実施し、経費減で芝の質を保ち、利用効率の向上を図る。	NPO 法人 杉並アヤックスサッカークラブ	民間委託	教育委員会 事務局 社会教育 スポーツ課

< 「スマートすぎなみ計画」に基づく事業 >

協働事業

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
1	NPO・ボランティア活動 推進センターの機能拡 充	推進センターの自主性・自立性を 高め、中間支援組織としての機能 の充実強化を図るため、事業内容 を見直すとともに、運営主体をNP O法人化する。これにより、NPO・ ボランティア活動の多様な展開とと もに、社会的サービスの担い手とし てのNPOの発展並びに行政との 協働の推進を図る。	NPO・ボラン ティア・市民 活動団体	協働 (補助・助成)	区民生活部 地域人材・ NPO担当
2	地域の防犯力向上をめ ざす協働の推進	地域で防犯診断をすることができ る人を養成し、区民と区が協働して 地域の防犯診断を行うことにより、 防犯力の向上を図っていく。また、 その他の事業についても検討して いく。	NPO・ボラン ティア・市民 活動団体	協働 (補助・助成)	区民生活部 地域課
3	レジ袋削減運動の推進	次世代により良い環境を引き継ぐ ため、区民、事業者、行政が共に 考え、協働してレジ袋削減対策を 推進することにより、区民生活や事 業活動を環境負荷の少ないものに 変えていく。また、マイバッグ推進 運動を積極的に進める。	NPO・ボラン ティア・市民 活動団体	協働 (実行委員会 ・協議会)	区民生活部 生活経済課 環境清掃部 ごみ減量担当
4	ひとり暮らし高齢者等安 心ネットワーク事業の実 施	ひとり暮らし高齢者等が、地域の中 で孤立することなく健康で安心して 暮らせるよう、在宅介護支援センタ ーを拠点として、区民等ボランティ アのアんしん協力員や区内で活動 する公共公益事業者等協力機関と 連携し、声かけや見守り活動を行 う。	ボランティア・ 社団法人等 公益法人・企 業	協働 (事業協力)	保健福祉部 高齢者在宅 サービス課

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
5	高齢者の自主的活動の支援	<p>地域で活動するNPO・団体で構成される「高齢者いきいき事業協働推進連絡会」により、相互の連携、ネットワークづくりを図り、高齢者に対する自主的な活動を支援する。</p> <p>専門性を有するNPO法人による就業相談等について検討する。</p>	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	保健福祉部 高齢者施策課
6	保育事業における協働の推進	<p>保育事業における協働の推進を図るため、平成17年度に、新規のグループ保育室を1ヵ所開設する。</p> <p>区は、区民グループの把握や研修を行うとともに、安定した保育の提供のためのアドバイスや実習等の支援を継続して行っていく。また、その他の保育事業についても検討していく。</p>	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	保健福祉部 保育課
7	放置自転車問題解決への区民との協力・協働	<p>駅周辺の町会・自治会・商店会等による「自転車放置防止協力員」制度を拡充していく。区は、自転車放置防止協力員相互の情報交換の場を設けるなど活動を側面から支援する。</p>	NPO・ボランティア・市民活動団体、企業・個人事業者	協働 (事業協力)	都市整備部 交通対策課
8	公園・道路管理等への「里親」制度の導入	<p>地域の人々が、地域の公園、道路や河川通路等の「里親(美化活動者)」となって管理し、区がその活動を支援するシステム(アダプトプログラム)をつくり、推進する。</p>	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	都市整備部 維持課 公園緑地課
9	違反広告物除却活動への支援	<p>自分たちのまちを、自らの手で「安全で美しいまち」にするために活動する地域のボランティアを「違反広告物除却活動協力員」として委嘱し、区民を法的に保護しその活動を支援することで、「安全で美しいまち」の実現を推進する。</p>	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	都市整備部 維持課

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
10	みどりのボランティアへの支援	ボランティア養成講座の内容を専門性、連続性の観点から見直すとともに、みどりの基金活動助成制度の助成項目を改善するなど、より効果的な支援を実施する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (情報提供・情報交換、事業協力)	都市整備部 緑化担当
11	ごみ減量化に向けた区民発意事業への支援	ごみ減量に関する区民のアイデアを募集し、効果的なアイデアについては広く区民に周知していくなど、区民の自主的なごみ減量活動を支援していく。	NPO・ボランティア・市民活動団体、企業・個人事業者	協働 (事業協力)	環境清掃部 ごみ減量担当
12	区民の集団回収活動の推進	集団回収の実施団体を増やしていくとともに、回収量の増、新規回収品目や実施方法を検討する。	NPO・ボランティア・市民活動団体、企業・個人事業者	協働 (事業協力)	環境清掃部 ごみ減量担当
13	環境博覧会の運営の見直し	環境博覧会をコーディネートするNPO等を募り、さらに区民主体の運営となるよう支援する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (実行委員会・協議会)	環境清掃部 環境課
14	学校評議員制度の充実	地域に開かれた学校運営を進めていくため、保護者や地域の人々が参画する学校評議員制度の充実を図る。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (実行委員会・協議会)	教育委員会 事務局 庶務課
15	地域運営学校の実施	地域住民や保護者等で構成する学校運営協議会による学校運営を行うことにより、学校への参画を推進し、地域に根ざした学校づくりを進める。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (実行委員会・協議会)	教育委員会 事務局 庶務課
16	学校教育コーディネーター・学校サポーターの拡充	各校の状況に合わせて企画提案したり、学校支援の地域の力を活用する学校教育コーディネーターや、地域の人々が自らの体験を活かし、授業や部活動などの学校運営を支える学校サポーター、学生ボランティア、外部指導員を拡充する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	教育委員会 事務局 社会教育 スポーツ課

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
17	土曜日学校の運営	子どもたちが豊かな土曜日を過ごせるよう、地域や保護者などと連携して、学習やスポーツの機会を提供する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	教育委員会 事務局 社会教育 スポーツ課
18	学校での介助支援に関する新たな仕組みづくり	通常学級における介助の充実をめざし、区民ボランティア等が活躍できる新たな仕組みを構築し実施することにより、保護者負担の軽減を図る。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	教育委員会 事務局 学務課

民営化・民間委託事業

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
1	電子計算組織の運営の見直し	業務システムの開発・修正及びオペレーションの委託を進める一方、システム運用の最適化を図るなどマネジメント機能の強化を図る。	企業・個人事業者	民間委託	政策経営部 情報システム課
2	掲示板の維持管理の見直し	地域の情報交換や区等の事業、イベントの周知のための媒体として活用されている「区民専用掲示板」「屋外掲示板」の補修、維持管理等をNPO法人に委託し、掲示板の一部分を広告使用させた収入により整備する手法を導入する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	民間委託	区民生活部 地域課
3	敬老会館の運営	新たな時代に対応するため試行した敬老会館運営について検証し、施設名称を含めた運営の抜本的な見直しを行う。 欠員不補充とし、引き続き非常勤職員の活用や民間又はNPOへの委託等により運営を行う。	NPO・ボランティア・市民活動団体	民間委託	保健福祉部 高齢者施策課
4	高齢者在宅サービスセンターの民営化	区立6施設について、現在施設の運営を委託している法人を対象に民営化を進める。	NPO・ボランティア・市民活動団体	民営化	保健福祉部 高齢者施策課

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
5	保育サービスのあり方の見直し	<p>区立保育園の改築等による指定管理者制度の導入を更に進める。</p> <p>また、改修を行わない施設についても、指定管理者制度導入の可能性を検討する。</p> <p>認証保育所、認可保育所分園等の整備により乳児定員を確保する。また幼児の受け皿の確保について検討する。</p> <p>一時保育の拡充など保育サービスの効果的な提供の方策を検討し、実施する。</p>	<p>社団法人・財団法人等公益団体、企業・個人事業者</p>	民間委託	<p>保健福祉部 保育課</p>
6	児童館・学童クラブ運営の再構築	<p>学童クラブ運営を、段階的にNPOなど民間の運営に委ねる。</p> <p>児童館運営への区民やNPO等の参画と協働を進めるとともに、今後の児童館のあり方について検討会を設置し、見直しを行う。</p>	<p>NPO・社会福祉法人・学校法人</p>	民間委託	<p>保健福祉部 児童青少年センター</p>
7	障害者施設の運営の見直し	<p>15年度から委託化を図った「ひまわり作業所」を民営化する。</p>	<p>社団法人・財団法人等公益団体</p>	民営化	<p>保健福祉部 障害者施設課</p>
8	区営住宅等の管理業務の見直し	<p>施設維持管理及び入居者管理業務について、効率的で効果的な管理のあり方を検討する。</p>	<p>社団法人・財団法人等公益団体</p>	民間委託	<p>都市整備部 住宅課</p>
9	図書館運営のあり方の見直し	<p>新設の地域図書館について業務委託する。既存館については、全館通年開館を実施するとともに、業務を民間委託する。</p>	<p>企業・個人事業者</p>	民間委託	<p>教育委員会 事務局 中央図書館</p>
10	学校警備	<p>学校警備の機械委託化等を進める。</p>	<p>企業・個人事業者、社団法人・財団法人等公益団体</p>	民間委託	<p>教育委員会 事務局 学校運営課</p>
11	学童擁護	<p>学童の通学安全指導業務の委託化を進める。</p>	<p>社団法人・財団法人等公益団体</p>	民間委託	<p>教育委員会 事務局 学校運営課</p>

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
12	学校給食調理	学校給食調理業務の委託化を進める。	企業・個人事業者	民間委託	教育委員会 事務局 学務課

(2) その他の協働等推進事業

上記の事業の他、17年度に新たに協働等を推進する、または、これまで行ってきた協働等を拡充していく、という方向で取り組むべき事業を下記にまとめた。

これらの事業は、予算執行過程において、これまでの執行方法を、協働等推進の視点から見直し、工夫を重ねることが必要であり、各部局で早急に重点的に取り組むことが必要である。

協働事業

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
1	元気を出せ商店街事業	商店会などが実施するイベント事業に対し、必要な補助を行うことで、商店会のにぎわいをともにつくる。	社団法人・財団法人等公益団体	協働 (補助・助成)	区民生活部 産業振興課
2	商店街装飾灯への助成	区内の商店街に建設された装飾灯の維持管理に関する調査を行うとともに、その助成単価を決定し、商店会からの申請・請求により助成を行う。	社団法人・財団法人等公益団体	協働 (補助・助成)	区民生活部 産業振興課
3	まちなか生活支援 (生き域すたんど)	障害者が気軽に立ち寄れて、障害者の生活を見守り支える人たちとの豊かな交流の場を、まちの中に作る取組みをする事業者に対し、助成を行う。	NPO	協働 (補助・助成)	保健福祉部 障害者施策課
4	介護保険事業者連絡会	サービスの質の確保をめざした全体の連絡会設立を働きかける。また、その運営について区は、情報提供や研修講師派遣等を通じて支援する。	社団法人・財団法人等公益団体・企業・個人事業者(介護保険サービス事業者)	協働 (情報提供・情報交換)	保健福祉部 介護保険課

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
5	介護保険事業従事者研修	事業者が取り組みにくい指導者研修や専門研修について、会場提供や講師派遣などの支援を行い、サービス事業者の協議会や連絡会と連携して開催する。	社団法人・財団法人等公益団体・企業・個人事業者(介護保険サービス事業者)	協働 (事業協力)	保健福祉部 介護保険課
6	犬のしつけ教室	犬と人間の共生を図るため、NPO・ボランティアによる犬の飼い主のマナー、モラルの周知と啓発を目的とした犬のしつけ教室を公園で行う。	NPO・ボランティア・市民活動団体	協働 (事業協力)	都市整備部 公園緑地課

民間委託事業

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
1	コールセンター	24時間365日型の区役所サービスを拡充するため、行政の手続きや制度、催しなどの問い合わせに電話やFAXで回答するコールセンターを企業やNPO等に委託する。	NPO・企業	民間委託	区長室 区政相談課
2	安全パトロールの拡充	従来から実施している夜間公園巡回警備に防犯対策を追加し、終夜巡回することにより、昼間時の防犯・資源抜き取り監視と併せ防犯対策を充実させる。	企業・個人事業者	民間委託	危機管理室 危機管理 対策課
3	災害対策本部図上訓練	より実効性のある職員防災訓練を実施するため、現訓練を検証するとともに訓練手法等の改善に資する。	企業・個人事業者	民間委託	危機管理室 防災課
4	高円寺会館改築	演劇などの新しい機能の拡充を図りながら、老朽化した高円寺会館を改築。設計者の選定については、資質評価型プロポーザル方式を導入する。	企業・個人事業者	民間委託	区民生活部 管理課

	項目名	事業概要	協働等の相手方	協働等の形態	所管課
5	産業融資資金	事業経営・事業開始のために資金の必要な中小企業を金融機関にあっせんする際、中小企業診断士会へ申請業務を委託する。	社団法人・財団法人等公益団体	民間委託	区民生活部 産業振興課
6	杉並アニメーションミュージアム運営	アニメの杜すぎなみを推進していくために、杉並会館内に動画協会への運営委託により、杉並アニメーションミュージアムを運営する。	企業・個人事業者	民間委託	区民生活部 産業振興課
7	24時間安心ヘルプ	24時間365日の在宅生活を支えるため、緊急時のホームヘルプサービス事業を委託により実施する。	社会福祉法人・医療法人	民間委託	保健福祉部 高齢者在宅サービス課
8	緊急ショートステイ	認知症高齢者等の介護者が病気になった場合などに対応するため、緊急時用のショートステイ(短期入所)を委託により実施する。	企業	民間委託	保健福祉部 高齢者在宅サービス課
9	生活保護受給者への就労支援	被保護者の就労自立を図るため、就業意欲の啓発から職探しの指導までの一貫した自立支援プログラムの実施を委託する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	民間委託	保健福祉部 福祉事務所
10	環境学習の推進	区民が環境問題について考え、行動するきっかけづくりとして、環境学習や自然観察会を環境NPOへの委託等により実施する。	NPO・ボランティア・市民活動団体	民間委託	環境清掃部 環境課
11	出版物・標示板等の作成	文化財に係る冊子刊行のための資料調査や、文化財等の所在地の案内表示板・標柱設置の委託を行う。	企業・個人事業者	民間委託	教育委員会 事務局 社会教育 スポーツ課

3 平成18年度に向けた取組み

上記の「執行方法の見直しを図るべき事業」には該当しないが、本来「協働等で進めるべき事業」や、これまで「行政が直接実施すべき事業」と位置づけていた事業についても、「民間でできることは民間で」という視点で、「協働ガイドライン」「民営化・民間委託等の指針」などに基づき徹底的に事業の見直しを行う。

また、ここでは掲げていないが、例えば「移送サービスの支援」「成年後見制度の活用」や「まちかど救急隊の組織」など、「すぎなみ五つ星プラン」で計画的に進めていくこととした協働事業についても、着実に実施していく。

第3 公の施設管理の改革について

公の施設は、多数の住民が利用する施設であり、利用しやすい施設運営に努めるとともに、コスト意識を持った管理運営が行われているかなど、常に検証していくことが求められている。こうしたことから、民営化・民間委託・協働を推進する中で、公の施設の管理のあり方についても、再度検討を行っていく必要がある。

具体的には、「杉並区民営化・民間委託等の指針」に基づき、個々の施設ごとに民営化または民間委託を検討していく。

また、地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入され、これまで公の施設の管理を受託することができなかった株式会社等の民間事業者にも門戸が開かれるようになった。公共サービスの提供主体の多様化を進めるという観点からも、指定管理者制度の導入を検討することが必要である。

1 公の施設管理の現状

平成 17 年 1 月末現在、杉並区が管理する公の施設は合計 660 施設（46 種類）となっており、主なものとしては、地域区民センター、保育園、児童館、敬老会館、都市公園、自転車駐車場、学校、体育施設、図書館などがある。

これらの施設のうち、管理委託又は業務委託を導入しているものは 139 施設（22 種類）となっており、委託化は一定程度進んでいる。

運営形態	施設数	主な施設
管理委託施設	83 施設 (16 種類)	体育館、プール、運動場、産業商工会館など
業務委託施設	56 施設 (9 種類)	地域区民センター、区民集会所、自転車駐車場など
直営施設	520 施設 (27 種類)	保育園、児童館、都市公園、小中学校など

このほか、平成 16 年 4 月に保育園（1 か所）が指定管理者制度に移行している。

現況では、一定程度委託化が進んではいるが、まず「管理委託」の形態をとっている施設については、遅くとも平成 18 年 9 月以降は、民営化するか、指定管理者制度に移行するか、または、区が責任を持って業務委託する方式に戻す必要がある。

また、それ以外の施設についても、民営化、指定管理者制度の導入、委託範囲の拡大などについて検討することが必要である。

2 平成 17 年度の取組み（平成 18 年度以降運営形態を変更する施設）

下記の施設については、住民サービスの向上や、より効率的な管理運営をめざして、運営形態を変更する。

（１）民営化する施設

下記の施設については、多様な運営主体の参画によるサービスの質の向上をめざして、民営化する。

施設の種類	現 状			今後の進め方
	施設数	管理形態	委託先	
高齢者在宅サービスセンター	5	管理委託	NPO法人	・ 地域再生計画の認定を受け、平成18年度までに運営主体を現委託法人に移管する。
知的障害者授産施設	2	直営・管理委託	社会福祉法人	・ 平成17年度に1施設、19年度に1施設、それぞれ民営化を図る。

（２）指定管理者制度を導入する施設（公募により指定管理者を選定するもの）

下記の施設については、業務の内容から、民間事業者等のノウハウ（発想や経営努力）を幅広く活用できることや、区民の多様なニーズに対して、より効果的な対応が期待できること、経営上の工夫によりコストの削減を図ることが可能であること、などの点から指定管理者制度を導入する。

導入にあたっては、質の高い事業者を選定するために、公募での選定を行う。ただし、体育施設については、民間事業者のノウハウを発揮しやすい規模のものに限って公募で選定を行う。

施設の種類	現 状			移行時期	移行する効果等
	施設数	管理形態	委託先		
保育園	2 当面	直営		18年4月以降	・ 民間のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応できる。
上井草スポーツセンター ・ 体育館 ・ プール ・ 運動場	1 1 1	管理委託	杉並区スポーツ振興財団	18年4月	・ 多様なスポーツの可能な施設は、全体の管理運営をノウハウのある団体に任せることで効率的で質の高い事業を展開できる。

(3) 指定管理者制度を導入する施設（公募によらず指定管理者を選定するもの）

下記の施設については、業務の内容や、これまでの運営の経緯などから、公募によらず指定管理者制度を導入する。

施設の種類	現 状			移行時期	移行する効果等
	施設数	管理態	委託先		
産業商工会館	1	管理委託	産業商工会館 運営協議会	18年4月	・ 民間に類似施設もあり、指定管理者により効果的な対応が可能となるメリットがある。
障害者交流館	2	管理委託	杉並区障害者 団体連合会 他	18年4月	・ 障害者等利用者のサービス向上と施設の一元的管理運営ができる。
体育館	5	管理委託	杉並区スポーツ振興財団	18年4月	・ これまで、スポーツ振興財団に管理委託を行ってきた経緯を踏まえ、当面財団を指定するとともに、財団のあり方を検討していく。
温水プール (高井戸)	1				
プール	3				
運動場 (下高井戸・松ノ木)	2				

3 運営形態について引き続き検討する施設

管理委託施設については、平成 17 年度中に運営形態の変更手続きを進める必要があるが、その他の施設については、平成 17 年度以降も、引き続き検討を進め、最もふさわしい運営形態としていく必要がある。

(1) 民営化の方向で調整する施設

下記の施設については、業務の内容から、サービス提供主体を全面的に民間に移行する「民営化」が可能と考えられ、また、行政が直接管理するよりも、民間が責任をもって運営することで、運営の自由度を高めていくことが望ましいものであるため、今後民営化に向けて調整を進める。

施設の種類	現 状			今後の進め方
	施設数	管理態	委託先	
視覚障害者会館	1	管理委託	杉並区視覚障害者福祉協会	・ 視覚障害者福祉協会の社会福祉法人化について協議を進め、同協会の法人格取得にあわせて民営化をめざす。
知的障害者更生施設	1	直営		・ 障害者の施設に関しては、原則として民営化の方向で検討を進める。
身体障害者通所施設	3			
高齢者在宅サービスセンター	1	管理委託	社会福祉法人	・ 社会福祉法人委託分（松ノ木）については、併設都営住宅の区移管後に民営化をめざす。

(2) 今後運営形態について幅広く検討する施設

下記の施設については、当面直営方式（業務委託を含む）で運営していくが、条件を整理する中で、引き続き民営化や指定管理者制度の導入など、運営形態のあり方について検討する。

施設の種類	現 状			検討の方向性
	施設数	管理形態	委託先	
区民会館	5	直営		・ 民間事業者の発想が活かされ、コスト削減につながることを期待されるため、指定管理者制度導入等の検討を行う。
勤労福祉会館	1	業務委託	民間企業	・ 運営協議会との関係などを整理した上で指定管理者制度の導入等を検討する。
保育園	44	直営・指定管理者	社会福祉法人	・ 当面の指定管理者制度の導入を着実に進めるとともに、将来的な運営形態のあり方について検討を行う。
児童館	41	直営		・ 運営形態のあり方について検討を行う。
区営住宅 区民住宅 高齢者住宅	26 5 15	管理委託 (一部業務委託)	東京都住宅供給公社	・ 東京都等の導入状況をみながらサービス・コスト・管理運営上の効果や課題を検討した上で指定管理者制度導入について判断をしていく。
社会教育センター 郷土博物館	1 1	直営		・ 民間事業者の発想が活かされ、コスト削減につながることを予想されるため、指定管理者制度の導入等について検討を行う。
運動場（公園施設内） 庭球場 （柏の宮公園）	3 1	直営 (一部管理委託)	杉並区スポーツ振興財団	・ 民間事業者の発想が活かされ、コスト削減につながることを予想されるため、指定管理者制度の導入について検討していく。 ・ 公園内施設については、公園の管理形態との調整を図る必要がある。
温水プール （杉並第十小）	1	管理委託	杉並区スポーツ振興財団	・ 利用実態を考慮し、社会体育施設としての位置づけとともに指定管理者制度導入についての検討を行う。検討に当たっては学校や関係機関等と十分な協議を行う必要がある。

(3) 業務委託や区民との協働による範囲を拡大する方向で検討する施設

下記の施設については、一定程度区が責任を持って運営する必要性が認められるなどの理由により、当面直営（業務委託を含む）で運営していく。

これらの施設に関しても、再度協働等を進めることが可能かどうか検証し、必ずしも区が直接実施する必要がない範囲に関しては、出来る限り業務委託や区民との協働による分野を増やしていく方向で検討していく。

また、現在ファシリティマネジメント（全施設を総合的に管理・活用するなどの経営管理活動）を専門に扱う民間事業者も多くみられるため、個々の施設ごとの業務委託ではなく、同種の施設の管理を一括で業務委託することで、一層のサービス向上や効率的な運営を行っていくことも、あわせて検討していく。

施設の種類	現 状			検討の方向性
	施設数	管理形態	委託先	
地域区民センター 区民集会所	7 9	業務委託	7地域ごとに 窓口業務委託 (民間企業)	・ コミュニティ施設の今後のめざすべき姿や運営協議会との関係等の課題を整理しつつ、指定管理者制度の導入やファシリティマネジメントなどの方策を検討する。
都市公園 児童遊園等	239 58	直営		・ 協働で運営する範囲を拡大することや、ファシリティマネジメントなどの方策を検討する。
自転車駐車場	37	管理委託 業務委託	(財)自転車駐車場整備センター、 杉並区シルバー人材センター	・ 協働で運営する範囲を拡大することや、ファシリティマネジメントなどの方策を検討する。
小学校 中学校 幼稚園	44 23 6	直営		・ 委託範囲の拡大や、ファシリティマネジメントなどの方策を検討する。幼稚園については、引き続きあり方を検討していく。
図書館	11	直営		・ 平成 17 年 4 月から地域図書館 1 館の業務委託も実施するが、引き続き業務委託の拡大や、指定管理者制度の導入、ファシリティマネジメントなどの方策を検討する。

第4 計画の推進に向けて

今回の計画策定は、協働等を計画的に進めていくための初めての取組みであり、第1次計画として、まず平成17年度に取り組むべき項目を明らかにしたが、計画を推進していくためには、継続的な取組みが必要である。

第2次計画を策定していくに当たっては、下記の課題について、十分検討を行った上で、進めていく必要がある。

(1) 協働等の担い手参入等の促進

具体的な協働事例の着実な推進

平成17年度は、いわば協働化等推進元年と位置づけられる。自治体経営改革に向けた初年度でもあり、平成17年度の事例が、今後の協働等を進めていく上での基礎となるものである。

このため、「協働」については、平成16年度に策定した「すぎなみ協働ガイドライン」に基づき、「対等の原則」や「公開の原則」といった協働の基本理念を踏まえ、各分野で協働事例に取り組んでいくことが必要である。また、「民営化・民間委託」の場合においても、無理のない進め方や区民への適切な情報提供を行い、着実に成功事例を創出していくことが必要である。

こうした事例を進めることで得られた効果を、今後の取組みに還元していくことで、継続的な取組みが可能となる。

担い手参入の「仕組み」の充実

実際に担い手となる主体と具体的な協働等の事例をつないでいくための「仕組み」を整えていくことも重要である。現在区が進めている「すぎなみ地域活動応援サイト」や「(仮称)すぎなみ地域大学」などの取組みを着実に進めることで、担い手の拡大を図る。

NPO等の育成支援

NPO団体等による自主・自立的な活動が活発に展開されるよう、引き続き側面的な支援を行っていく必要がある。上記の担い手参入の仕組みを整備するとともに、NPO支援基金の普及啓発活動に務めるほか、NPO・ボランティア活動推進センターの充実強化を図り、NPO活動の育成支援を図る。

全庁の推進体制

協働のコーディネートを行う「協働推進チーム」や「NPO等からの協働事業提案制度」、外部の専門家を交えて協働事業提案の企画内容の審査等を行う「協働推進委員会」などの仕組みを活用し、協働の取組みを全庁的に進めていく。また、協働等を推進するための組織として設置した「協働等推進会議」において、全庁的な取組みを進める。

(2) 第2次計画の策定に向けて

協働等の可能性の幅広い検討

第2次の協働等推進計画の策定に当たっては、「すぎなみ協働ガイドライン」「民営化・民間委託の指針」「指定管理者制度導入指針」を十分に踏まえ、すべての事業について協働等の可能性をより広く検討し、計画化していく。また、事務事業評価と予算編成作業と十分に連携し、具体化しやすい環境を整えていく。

「担い手」となるサービス提供主体の状況把握

協働等を進めていくには、単に行政の側が意思決定を行うだけでは十分に進めることは不可能である。個別の事業ごとに協働等の相手先となる団体や民間事業者が十分に対応できるのかどうか、調査した上で進めていくことが不可欠であり、次回計画策定時には、この観点からも検討を行う。

計画化に向けた区民やNPO等の意向把握

個々の施策の協働等を進めていくため、まずは、協働等を進めることが区民の意向にかなっていることが必要である。このため、協働の導入が可能かどうか、NPO団体等の意見を聴取する機会を設けるなど、継続的に区民の意向を把握するとともに、協働等を推進する際には区民に十分な説明を行っていくことが必要である。

杉並区民営化・民間委託等の指針

改定する「行財政改革大綱」における「今後6年間の戦略目標」を達成するため、「民営化・民間委託等の指針」を定める。

1 基本的な考え方

- (1) 小さくても力のある区役所をつくり、質の高い行政サービスの提供を目指す視点から、区が真に実施すべき事業を明確にし、民営化・民間委託等を推進する。
- (2) 公共サービスの提供主体は行政だけでなく、区民との協働や民営化など、サービスの提供主体や提供方法の多様化が新しい自治のスタイルの創造に不可欠であるという視点から、民営化・民間委託等を推進する
- (3) 行政サービスへの民間参入や団塊の世代の地域デビューを視野に入れ、公共サービスの提供主体の多様化により、地域の活性化を図る視点から、民営化・民間委託等を推進する。

2 実施の考え方

次の考え方にもとづき、事務事業を見直し、民営化・民間委託等を推進する。

- (1) 民営化・民間委託等の実施にあたっては、以下の項目を総合的に評価した上で推進する。
 - 民間の知恵や力を公共サービスの提供に取り入れることによって、サービスの質や量が向上・拡大すること
 - 必要なサービス水準を確保するために投入する経費が、従前より節減されること
 - 区民の地域社会への参加や雇用創出など地域の活性化に貢献すること
- (2) 事務事業の見直しにあたっては、まず、サービス提供主体を全面的に民間に移行する「民営化」が可能かどうかについて検討する。
- (3) 民営化が困難な場合には、区を事業の責任主体とした上でサービスの提供を民間に委ねる「民間委託」について検討する。この場合、事務事業の全部についてだけでなく、部分的な実施の可能性についても検討する。
- (4) 公の施設の管理運営については、施設ごとの検討を行い、必要に応じて「指定管理者制度」を導入する。なお、導入にあたっては別に定める「指定管理者制度導入指針」に基づき取り組む。
- (5) 民営化・民間委託等の実施にあたっては、区は公共サービスの担い手となる事業者等の確保や育成などの支援を行うとともに、多様な公共サービス提供主体間の調整者としての役割や機能を発揮するように努める。

すぎなみ「協働ガイドライン」(2004年度版)のあらまし

はじめに - ガイドラインの目的等 -

ガイドラインは、「21世紀ビジョン」の実現に向け、区がどのような基本方針や手順により「NPO等の協働」を推進していくかを明らかにしたもの。区は、本ガイドラインに基づき具体的な協働の取組みを推進

内容については、当面、各年度版として、NPO等関係者の意見を聴きながら見直し

* 「協働ガイドライン」では、下表の「NPO等」が対象

NPOに含まれる団体の種類(平成12年版「国民生活白書」を参考に作成)

特定非営利活動法人 (NPO法人)	ボランティア団体 市民活動団体	社団法人 財団法人 社会福祉法人 学校法人 宗教法人 医療法人	労働団体 経済団体 中間法人 協同組合 など
公益団体			共益団体

上記及びの団体や、企業の社会貢献活動・公益的活動、社会的事業者との協働については、「NPO等」に準じて対応

第1章 協働に関する基本的な考え方

1 協働とは何か

NPO等と区との協働とは、「相互の立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたること」

2 なぜNPO等との協働を推進するのか

- (1) NPO等の専門性や柔軟性、機動性、先駆性などの特性を生かすことで、より区民ニーズに沿ったサービス提供が期待
- (2) 市民活動の受け皿としてのNPO等との協働を推進することにより、区民の社会参加機会を広げ、地域社会の元気・活力を醸成
- (3) 区民が地域社会づくりの主体となる、21世紀にふさわしい新たな自治の仕組みづくりを進める観点からも、NPO等との協働を積極的に推進

3 協働を進めるにあたっての基本理念とは

- (1) 対等の原則 ~どちらも主役~
- (2) 公開の原則 ~みんなに見える関係にしよう~
- (3) 話し合いの原則 ~同じテーブルにつこう~
- (4) 相互理解の原則 ~お互いを理解しよう~
- (5) 目的共有の原則 ~めざすところは一緒~
- (6) 自主性尊重の原則 ~自分のことは自分で決めよう~
- (7) 自立化尊重の原則 ~自分の足で歩こう~
- (8) 時限性の原則 ~公正で開かれたおつきあいに~

4 協働はどのような形態で行われるのか

協働には、「実行委員会・協議会」「事業協力・協定」「委託、補助」等さまざまな形態があり、最も効率的で効果的な協働となるよう、適切に選択することが必要

NPO等との協働においては、双方合意ができる「協定書」を取り交わすことが基本

第2章 協働を推進するための基本方針

1 NPO等と行政による「公共サービス」の役割分担を行い、地域の社会的な問題解決能力の向上をめざす

区は、NPO等と行政との協働を積極的かつ継続的に推進

2 NPO等と行政との協働領域を明確にしていく

区は、すべての事務事業についてNPO等との協働の可能性を具体的に検討

3 区の全庁をあげて協働推進に取り組む

区は、協働推進のための庁内専門チームを整備するとともに、協働に関する職員研修を充実



4 地域で自主的にNPO等の活動が生まれ育つよう支援

区は、地域人材育成の仕組みづくりのほか、NPO・V活動推進センターの充実等に取り組む

5 区独自の協働推進の仕組みをつくる

協働事業提案制度を含め、検討段階から評価までの総合的・具体的な区独自の仕組みを創設

第3章 区における協働事業の進め方 - 区独自の協働推進の仕組み -

	区所管課における協働事業の検討	NPO等からの協働事業提案制度
(1) 協働事業の検討	・横断的な庁内専門組織「協働推進チーム」を新規設置し、所管課の検討を具体的にフォロー	・NPO等からの提案について、審査のうえ協働事業化する提案制度を新設
(2) 事前評価・審査	・学識経験者やNPO等で構成する「協働推進委員会」を新規に設置	・提案者からのプレゼンテーション後、協働事業にふさわしい提案か否かを審査（3件程度を選定）
	・所管課の協働事業実施案を事前評価。協働相手の選定方法や選定基準等について指導・助言	
(3) 協働相手の選定	・事前評価等を踏まえ、協働の相手方となるNPO等を選定	
(4) 事業の具体化	・区所管課とNPO等が協働事業の具体化について協議（「協働推進チーム」のメンバーも参画） ・協議結果により、双方の役割分担に応じて予算措置等を準備 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; display: inline-block;">協働事業の実施</div> </div>	
(5) 協働事業の評価	・区所管課とNPO等が協働事業実施中及び実施後に、協働評価を実施 ・「協働推進委員会」が総合的な立場から事後評価を実施し公表 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; display: inline-block;">よりよい協働事業の展開へ</div> </div>	

杉並区指定管理者制度導入指針

- 1 公の施設については、「検討の視点」に基づき、総合的に検討した上で、導入の是非を決定していくものとする。

< 検討の視点 >

検討に当たっては、以下の視点から、施設ごとに検証するものとする。

- ・ 民間事業者のノウハウ（発想や経営努力）を幅広く活用できること
- ・ 利用時間の延長など、公的施設への区民の多様なニーズに対して、より効果的な対応が期待できること
- ・ 条例の範囲内で指定管理者が料金を設定し、自らの収入とすることが可能であること
- ・ 経営上の工夫によりコストの削減を図ることが可能であること など

- 2 具体的には、下記のとおり、「現在管理委託を行っている公の施設」、「現在業務委託を行っている公の施設」の別により、導入の是非を決定する。

(1) 現在管理委託を行っている公の施設

施設の置かれている現状を踏まえ、民営化できるものは民営化した上で、引き続き区の施設として運営を行うものについては、下記の考え方に基づいて導入の是非を決定する。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が認められ、受託者が限定されない種類の施設は、原則公募により指定管理者制度の導入を図る。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が認められるが、これまでの経緯や区民団体等との関係などの理由から、受託者が限定される種類の施設については、公募によらず指定管理者制度を導入することも可とする。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が大きく見込めないものについては、直営方式(業務委託)を選択することも可能とする。

(2) 現在業務委託を行っている公の施設

現在業務委託を行っているものについては、下記の考え方に基づいて検討を行い、順次導入を進める。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が、現行の業務委託方式による効果よりも、大きいと見込まれる施設は、(1)の考え方に基づき、指定管理者制度の導入を図る。なお、導入の時期については、検討の結果「導入することによる効果」が認められた時点で行うものとする。

「指定管理者制度を導入することによる効果」と現行の業務委託方式による効果に差がないと見込まれる施設については、現行のまま、直営方式(業務委託)を選択することも可能とする。

3 指定管理者制度を導入した後においても、区民サービスの質的な向上に資するかどうか、成果について定期的に評価を行い、必要な見直しを行うものとする。

第1次杉並区協働等推進計画

登録印刷物番号

16-0188

平成17年2月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

本文・表紙とも古紙100%(白色度70%台)の再生紙を使用しています